

## 教育職員免許法及び同法施行規則の改正について

教育職員免許法及び同施行規則が改正され、2019年4月1日から施行されます（以下、これを「新法」といいます。）。このため、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定を利用して上位、他教科又は隣接校種等の教員免許状を取得するために、2019年度第1学期以降に本学で単位修得する場合は、新法に基づき所要資格を満たす必要があります。

### 1. 改正の概要

2019年4月1日から免許法令上の科目区分が以下のとおり統合されます。

#### 【幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭】

現在の科目区分	新法の科目区分
教科に関する科目	教科及び教職に関する科目
教職に関する科目	
教科又は教職に関する科目	

#### 【養護教諭】

現在の科目区分	新法の科目区分
養護に関する科目	養護及び教職に関する科目
教職に関する科目	
養護又は教職に関する科目	

#### 【栄養教諭】

現在の科目区分	新法の科目区分
栄養に係る教育に関する科目	栄養に係る教育及び教職に関する科目
教職に関する科目	
栄養に係る教育又は教職に関する科目	

#### 【特別支援学校教諭】

現在の科目区分	新法の科目区分
特別支援教育に関する科目	変更なし

### 2. 注意点

本学では現在、新法に基づく2019年度免許法認定通信教育の認定を文部科学省へ申請中です。本学における新法対応科目については、2019年2月に発行予定の本学冊子「2019年度 教員免許状及び各種資格について」をご確認ください。

なお、各免許状の取得に必要な修得単位数や放送大学の科目の利用の可否等については、出願科目登録の前に必ず免許状申請先の都道府県教育委員会へ確認してください。

また、単位修得後に都道府県教育委員会へ提出する「学力に関する証明書」については、所属学習センターへ請求していただきますが、2019年4月1日以降に発行する証明書は全て新法の科目区分により証明します。この際、2018年度第2学期までに修得した教員免許状関係の単位については、新法の科目区分に読み替えて証明します。